

(3) 民事法律扶助の対象事件（民事裁判等手続）

民事訴訟・民事保全・民事執行・破産・非訟・調停・家事審判その他裁判所における民事事件，家事事件又は行政事件に関する手続（これらに先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む）

(4) 主な事件の立替額の例

法律相談援助	費用
弁護士等による相談	0円

※弁護士等には，法テラスから法律相談費（1件5,400円）が支払われる

代理援助	実費	着手金	立替金合計
就籍許可	10,000円	43,200円	53,200円
親子関係不存在確認、認知の訴え	35,000円	226,800円	261,800円

※DNA鑑定料も立替えの対象となる（ただし上限があり，DNA鑑定が，訴訟上の準備・追行上不可欠な場合とそうでない場合とで上限額が異なる。訴訟上の準備・追行上不可欠な場合の上限額は514,285円）。

※別途，事件の結果に応じて決定された報酬金を立て替える場合あり

書類作成援助	実費	報酬	立替金合計
親子関係不存在確認訴訟や認知の訴えについての訴状の作成	15,000円	27,000円	42,000円
就籍許可申立書作成	10,000円	27,000円	37,000円

(5) 手続の流れ

